

建築士事務所の全国ネットワーク

日事連

東日本大震災の取組み

写真提供：共同通信社



東日本大震災における (社) 日本建築士事務所協会連合会の対応

はじめに

このたびの地震災害で被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

(社) 日本建築士事務所協会連合会（日事連）は、全国の都道府県ごとに設けられた建築士事務所協会を会員とする連合会です。全国約 15,000 社の建築士事務所（設計事務所）がそれぞれの建築士事務所協会を通じて加入しています。建築士事務所協会は、建築士法に定められた法定団体として、建築士事務所に対する様々な講習・研修を実施し、その業務の適正な運営を図るとともに、建築主からの苦情の解決や建築相談なども行っているほか、震災などの緊急時には行政機関に協力するなど幅広い活動を行っています。

3月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震はマグニチュード 9.0 という世界最大級の巨大地震であり、過去に例を見ない程の巨大な津波を発生させ、その被害は東北地方から関東地域まで広域に及び、しかも原発事故にまで及ぶなど、東日本大震災と呼ばれる大災害を引き起こしました。

日事連は、発生後直ちに関係する地域の建築士事務所協会を通じて、建築物の安全性に係る応急危険度判定活動や、住民の不安を軽減・解消するための建築相談活動、被災した建築物の復旧に向けた被災度区分判定活動など、災害対応に関する諸活動を行っているところです。

一日も早い復旧、復興が進められるよう日事連も都道府県の建築士事務所協会と連携し、震災の復旧と復興に必要な知識と技術を駆使して、その支援に努めていく所存です。



社団法人 日本建築士事務所協会連合会
東日本大震災対策本部長

会長 三栖邦博

(社) 北海道建築士事務所協会
(社) 青森県建築士事務所協会
(社) 岩手県建築士事務所協会
(社) 宮城県建築士事務所協会
(社) 秋田県建築士事務所協会
(社) 山形県建築士事務所協会
(社) 福島県建築士事務所協会
(社) 茨城県建築士事務所協会
(社) 栃木県建築士事務所協会
(社) 群馬県建築士事務所協会
(社) 埼玉県建築士事務所協会
(社) 千葉県建築士事務所協会

(社) 東京都建築士事務所協会
(社) 神奈川県建築士事務所協会
(社) 新潟県建築士事務所協会
(社) 長野県建築士事務所協会
(社) 山梨県建築士事務所協会
(社) 富山県建築士事務所協会
(社) 石川県建築士事務所協会
(社) 福井県建築士事務所協会
(社) 静岡県建築士事務所協会
(社) 愛知県建築士事務所協会
(社) 三重県建築士事務所協会
(社) 滋賀県建築士事務所協会

(社) 京都府建築士事務所協会
(社) 大阪府建築士事務所協会
(社) 兵庫県建築士事務所協会
(社) 奈良県建築士事務所協会
(社) 和歌山県建築士事務所協会
(社) 鳥取県建築士事務所協会
(社) 島根県建築士事務所協会
(社) 岡山県建築士事務所協会
(社) 広島県建築士事務所協会
(社) 山口県建築士事務所協会
(社) 徳島県建築士事務所協会
(社) 香川県建築士事務所協会

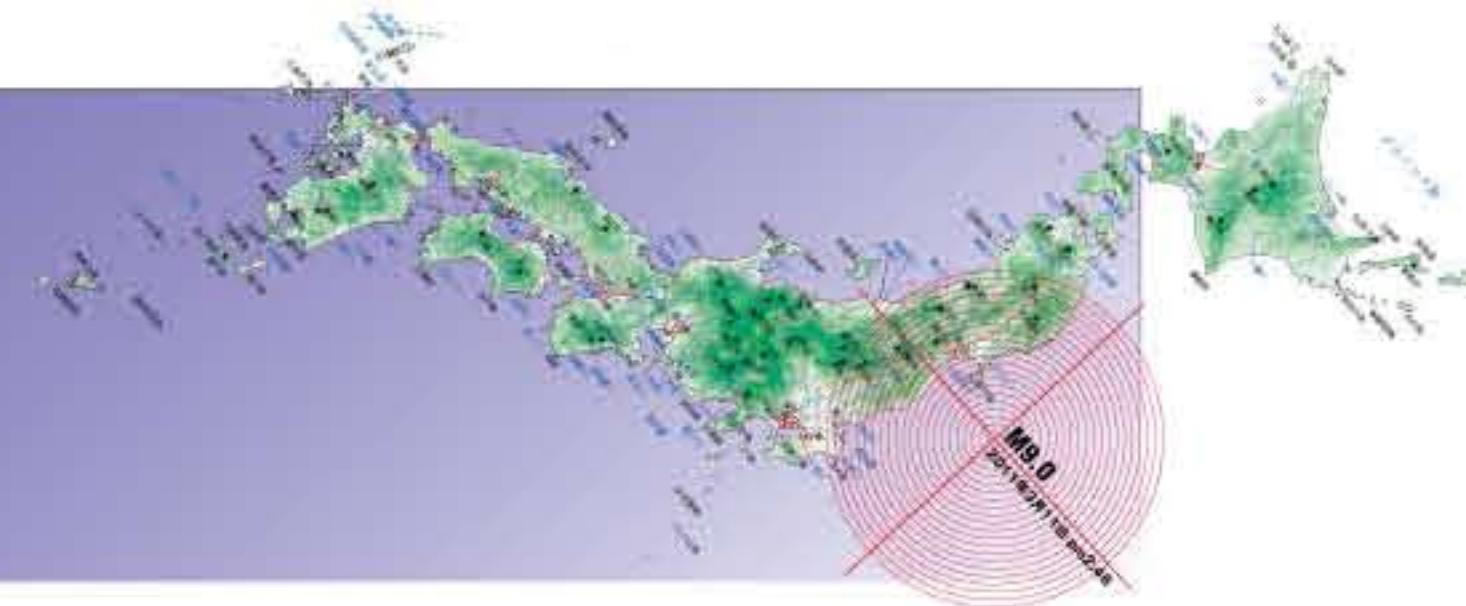
(社) 愛媛県建築士事務所協会
(社) 高知県建築士事務所協会
(社) 福岡県建築士事務所協会
(社) 佐賀県建築士事務所協会
(社) 長崎県建築士事務所協会
(社) 熊本県建築士事務所協会
(社) 大分県建築士事務所協会
(社) 宮崎県建築士事務所協会
(社) 鹿児島県建築士事務所協会
(社) 沖縄県建築士事務所協会



社団法人 日本建築士事務所協会連合会

〒104-0032 東京都中央区八丁堀2丁目21番6号八丁堀NFビル6F
TEL.03-3552-1281 FAX.03-3552-2066 <http://www.njr.or.jp>

取組みの経過



■ 3月12日

東日本大震災対策本部設置

■ 3月15日

都道府県建築士事務所協会（以下、事務所協会）の会長宛てに「東日本大震災に関する当面の方針について」を発信

- ・情報の収集・状況等の把握

- ・応急危険度判定士の派遣要請等に対する積極的協力（要請）

■ 3月16日

会長声明「東日本大震災への取組みについて」を公表

■ 3月18日

事務所協会会長宛てに、応急危険度判定の広域支援についての連絡及び都道府県への被災度区分判定、復旧技術事務所名簿の提出を要請

■ 3月28日

事務所協会会長宛てに、「震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針講習会」の実施協力を依頼

■ 3月29日

常任理事会で北海道・東北ブロックと関東甲信越ブロックを通じ、被災県事務所協会に義援金寄付を決定（4月1日実施）

■ 4月11日～12日

対策本部長他が、岩手・宮城・福島の各県事務所協会を訪問し、被災状況、各県事務所協会の取組状況のヒアリング及び今後の課題・要望等について意見交換等を実施

■ 4月18日

対策本部長他が、茨城県事務所協会を訪問（同上の意見交換等を実施）

■ 4月19日

工学的知見に基づく復旧（補修・補強）の「震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針講習会」の講師養成講習会を日本建築防災協会との共催で実施（99名参加）

以降、全国各地で講習会を開催中

■ 4月27日

事務所協会会長宛てに、「東日本大震災に関する当面の方針について（その2）」を発信





がんばれ東日本 建築士事務所の仲間たち

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震。地震による衝撃だけでなく、その後に発生した大津波は三陸地方を中心に甚大な被害をもたらし、さらに福島第一原子力発電所の事故によって多くの住民が避難することとなりました。また、被害地域が広域にわたり、インフラの復旧も遅れているため、これまでに起きた阪神・淡路大震災、新潟県中越地震等と異なり、他県からの協力が得づらい状況となっています。そうした中でも、県民の安全安心の確保と復興を目指し、着実に歩み始めている多くの建築士事務所の姿があります。

日事連幹部が被災4県の事務所協会を訪問

日事連の三栖邦博会長ら東日本大震災対策本部長等は4月11日から12日にかけて、被災地の岩手、宮城、福島の各県事務所協会を訪ね、お見舞いを申し上げるとともに、応急危険度判定などの活動に取組む事務所協会の役員を激励しました。さらに各県の被災状況、取組み、今後の課題と要望について意見交換を行いました。18日には、茨城県事務所協会を訪問し、これら被災地で収集した現地情報を踏まえ、日事連の支援策を検討しました。



岩手県事務所協会を訪問、現地の情報を共有



宮城県事務所協会を訪問、被災状況や取組みについて報告を受ける



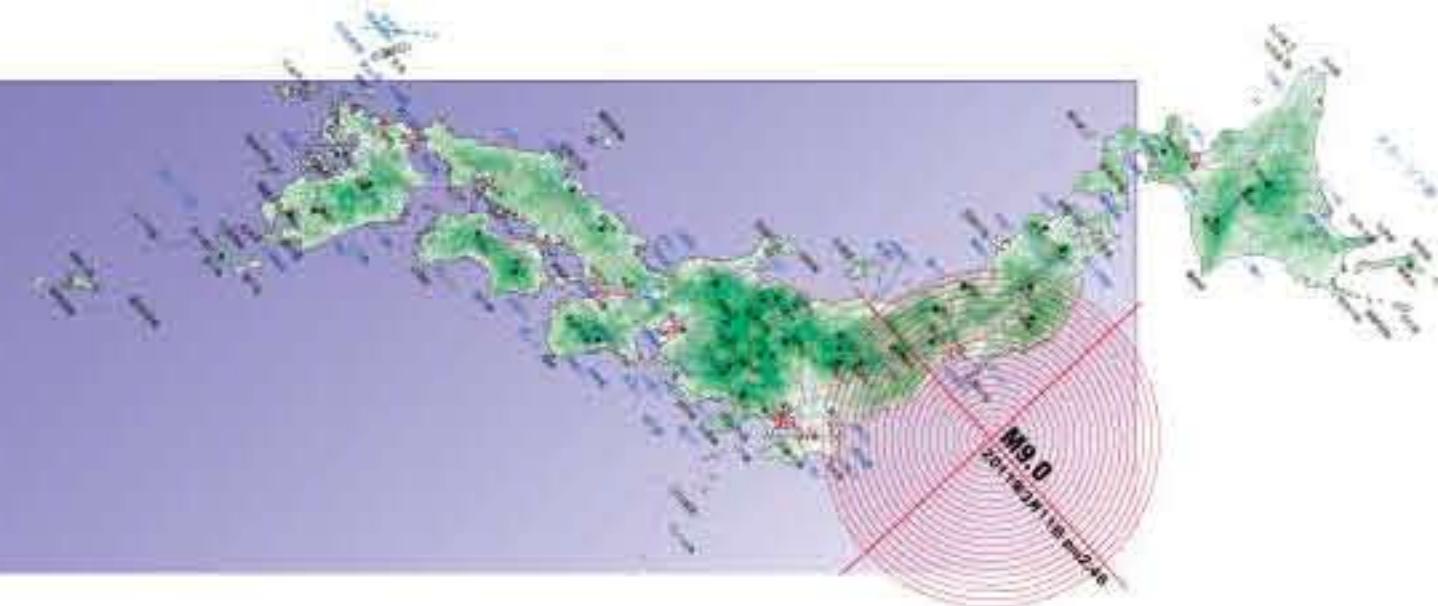
福島県事務所協会を訪問、お見舞いの言葉を述べる三栖会長



茨城県事務所協会を訪問、協会の活動について報告を受ける



取組み方針の概要



■東日本大震災に関する当面の対応方針（平成23年3月15日）より
応急対応の段階として、日事連と都道府県の建築士事務所協会（以下、事務所協会）が連携して次の取組みを行う。

1. 情報の収集、状況の把握

- ・被災状況、被災県事務所協会の動静と会員安否状況等についての情報収集及び共有化

2. 応急危険度判定士の派遣要請等に対する積極的な協力

■東日本大震災に関する当面の対応方針（その2）（平成23年4月27日）より
応急対応に続く段階として、日事連と事務所協会が連携して、被災地の復旧及び復興の初期段階に向けて次の取組みを行う。

1. 日事連の取組み計画

- (1) 大規模被災県事務所協会への支援
 - ・阪神大震災後の対応事例を参考に、被災県事務所協会の復旧・復興活動への予算的支援
- (2) 被災会員等に対する支援の検討
- (3) 事務所協会の取組みの情報提供等
- (4) 関係行政機関等への要望や情報提供
- (5) 建築関係団体と協力し、被災地の復興支援やまちづくり等に関する提言
- (6) その他の被災県事務所協会に対する必要な支援

2. 被災した県の事務所協会の取組み

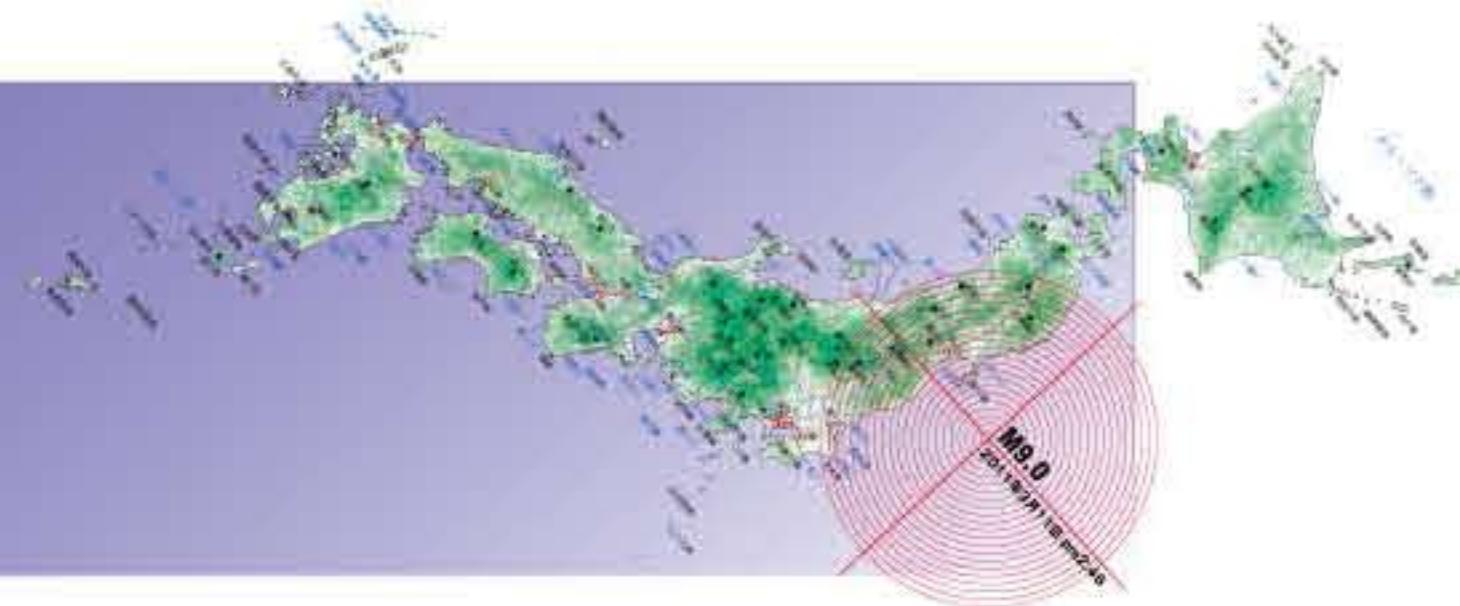
- (1) 震災対策に関する事務所協会の取組み活動状況の情報発信
 - ・災害対策本部の設置、応急危険度判定士の派遣、建築相談などの取組み活動の情報発信
- (2) 建築相談
 - ①事務所協会に建築相談窓口の設置
 - ②行政の設置した建築相談窓口へ相談員派遣協力
- (3) 「被災度区分判定と復旧技術指針」の講習会の開催及び必要な復旧技術者の確保
- (4) 被災会員への支援
- (5) 復興まちづくりへの積極的な関与

3. その他の事務所協会の取組み

- (1) 「被災度区分判定と復旧技術指針」の講習会の開催（今後起こりうる震災への人材確保）
- (2) 被災県の事務所協会への広域支援協力

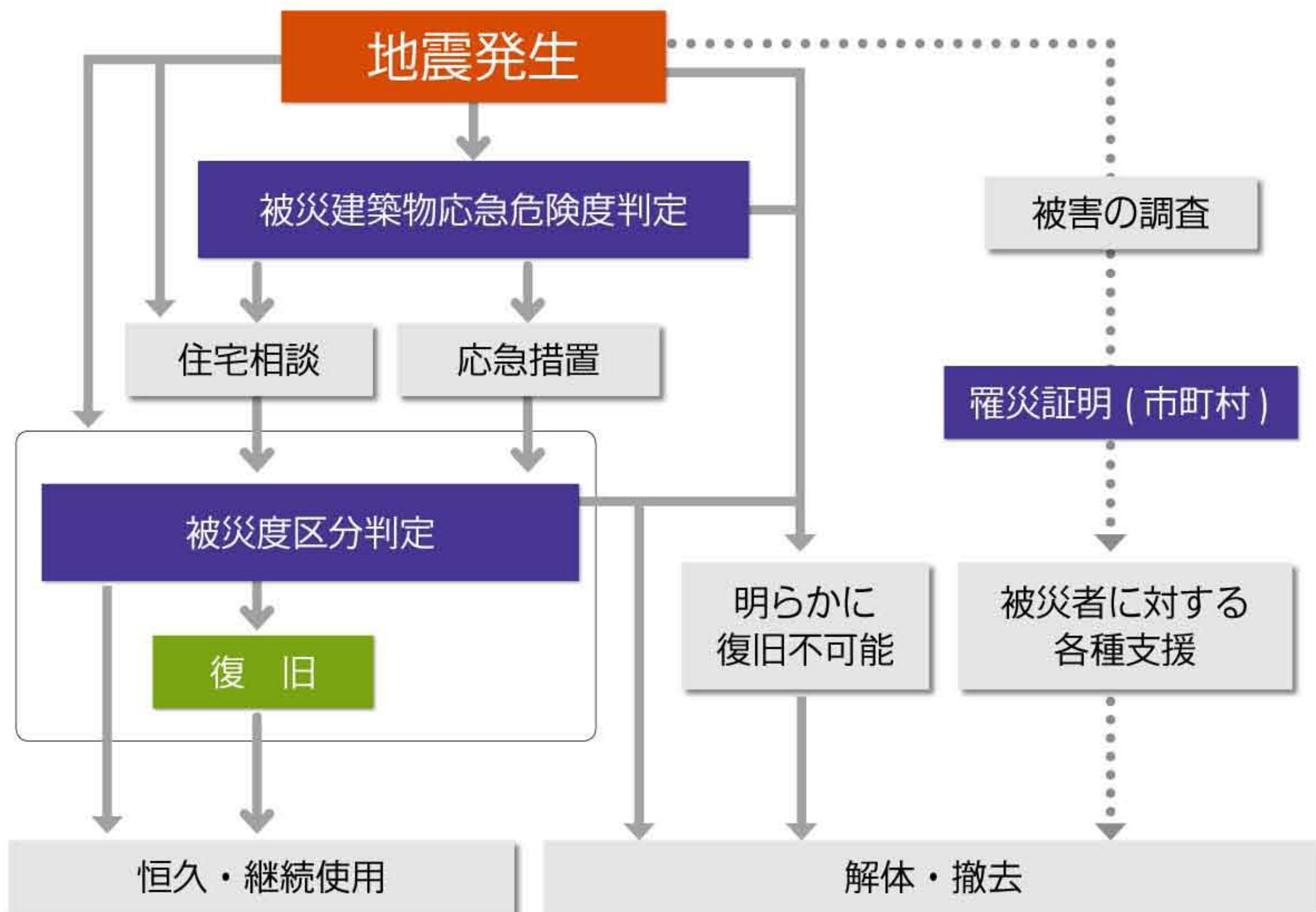


震災後の3種類の建築物判定と復旧技術者の育成



余震や二次災害から住民の安全を確保するために、地震被災地の建築物には3種類の判定が行われます。そのうち、被災建築物や被災地域の早期復旧のために必要となっているのが復旧の要否を判定するために行われる被災度区分判定であり、将来の震災対策も含めて、判定を行う技術者の養成ニーズが高まっています。

被災建築物の建築物判定の流れ



■被災建築物応急危険度判定

大規模な地震直後に行われ、余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等により二次災害から住民の安全を確保するとともに被災者がそのまま居てよいか避難所へ避難したほうがよいかなどを判断するための判定を行います。

■被災度区分判定

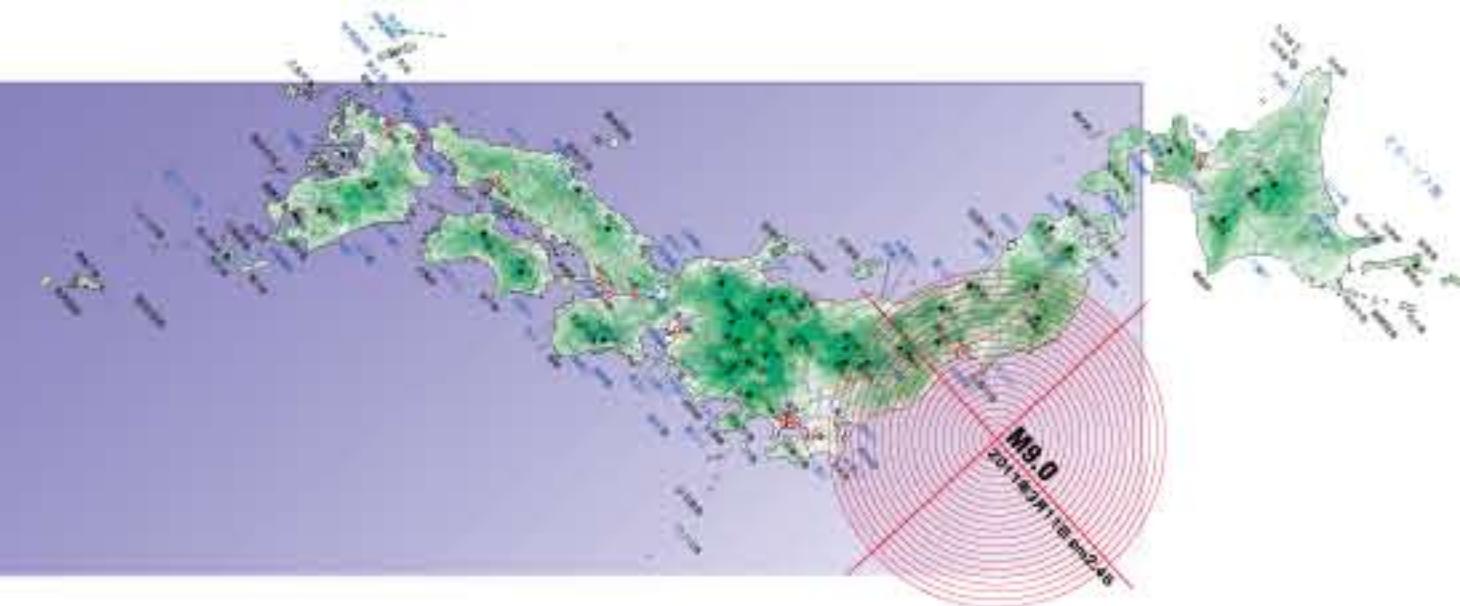
応急危険判定後に被災建築物の復旧(補修・補強)のために行われ、被災建築物の耐震性能を把握し、主に構造躯体の被災度を区分判定して継続使用するための復旧の要否を判定します。

■罹災証明

罹災証明は家屋の財産的被害程度の認定のために行われる判定で、被災者生活再建支援法等による各種支援施策や税の減免等の申請時に必要になる被害程度を市町村長が証明します。



地震直後に行う 応急危険判定度



被災建築物応急危険度判定は、自治体の要請により、専門的知識を有する応急危険度判定士が原則2人1チームで、基本的に目視により客観的に判定します。

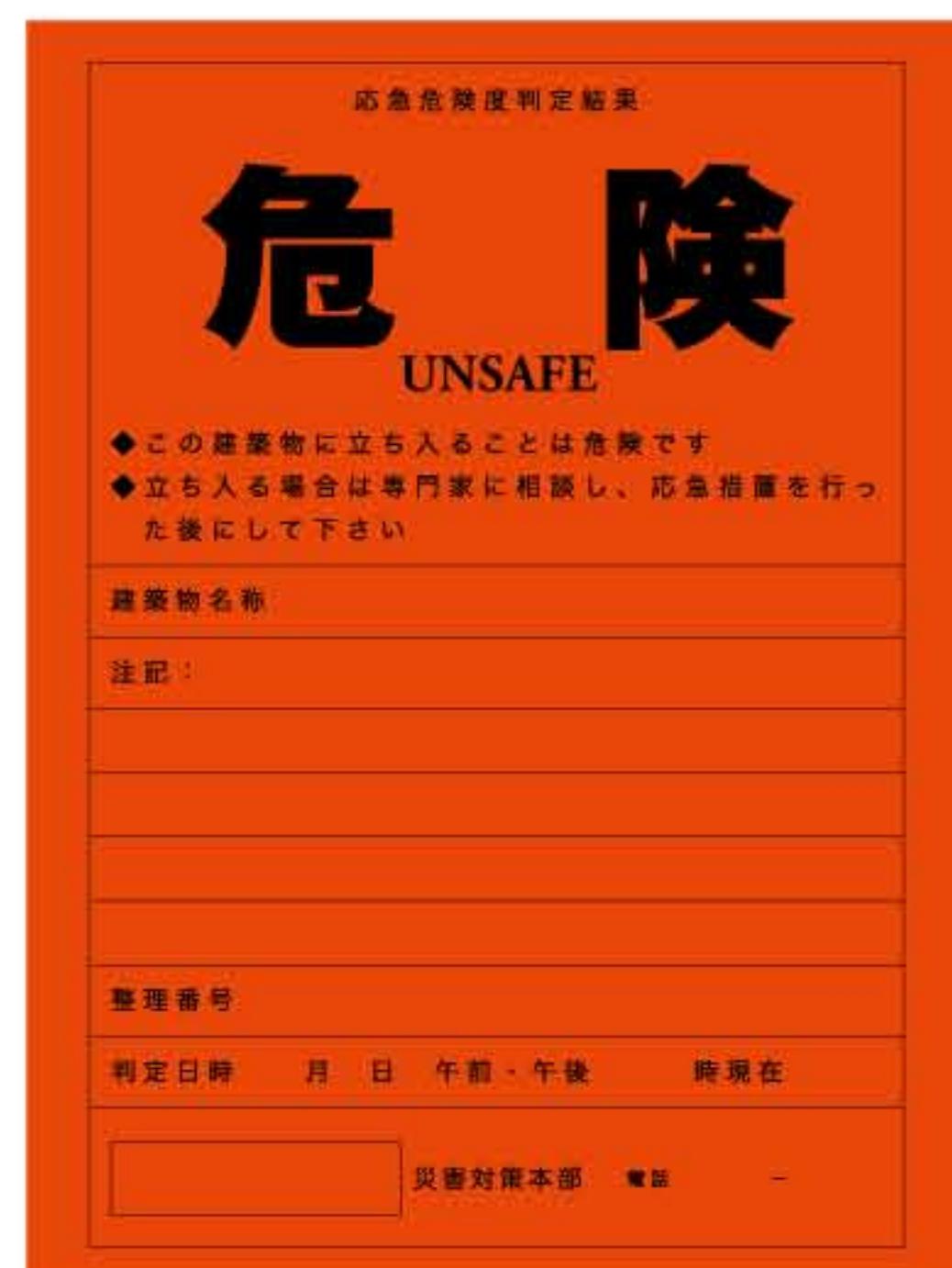
判定業務については、国、地方公共団体、建築関係団体で構成される全国被災建築物応急危険度判定協議会がとりまとめた、要領・マニュアル等に基づいて行われます。

◇判定結果は3種類のステッカー明示

判定結果は、危険の度合いに応じて「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーを建築物の出入口等の見やすい場所に明示します。これは判定結果を明示することで、建築物の利用者・居住者だけでなく、建築物周辺の通行者などの第三者にも安全であるか否かを容易に識別できるようになります。

判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法に関する簡単な説明や二次災害防止のための処置についても明示しています。

判定ステッカーの種類と説明



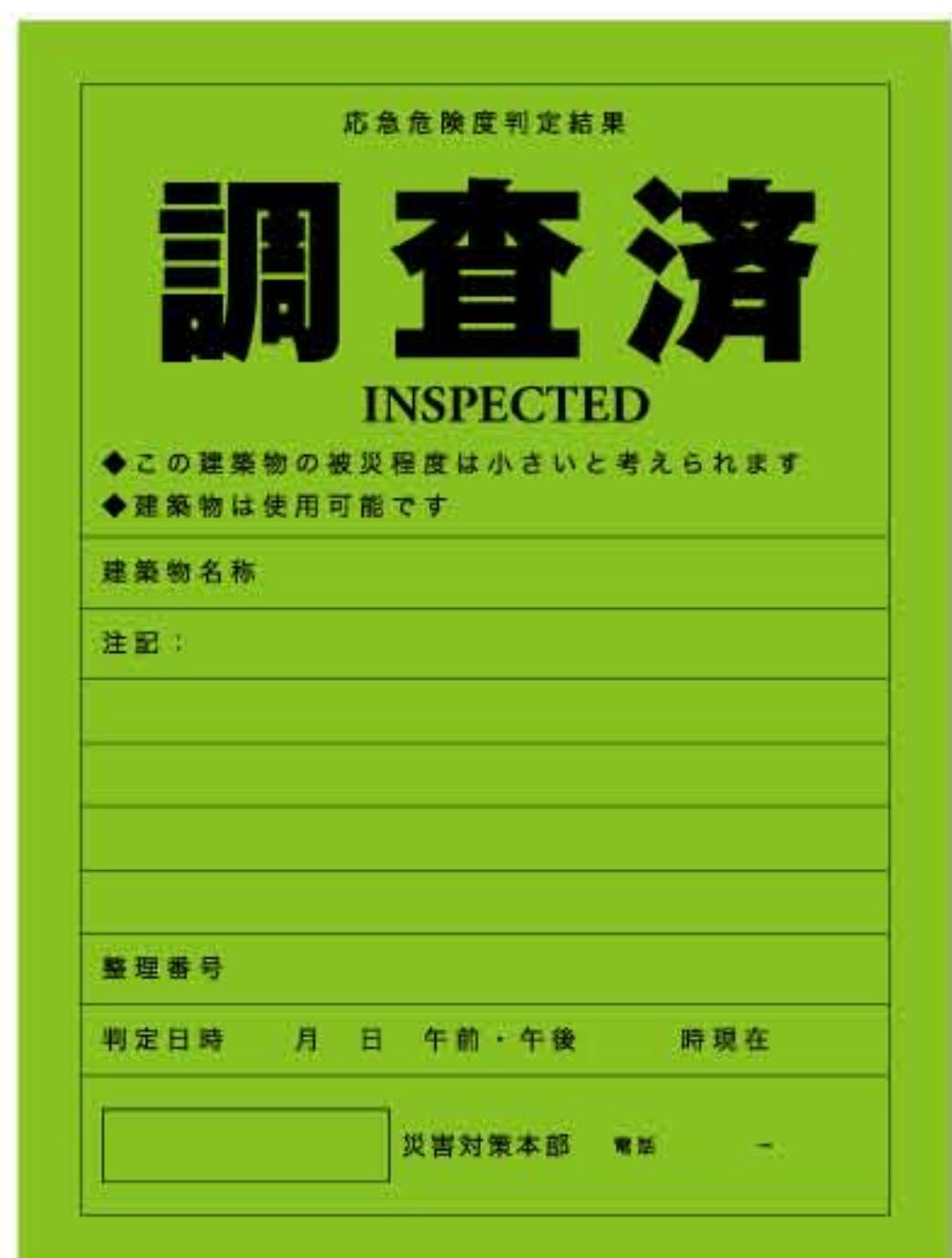
危険：赤色

この建物に立ち入ることは危険です。立ち入る場合は専門家に相談し、応急措置を行った後にしてください。



要注意：黄色

この建物に立ち入る場合は十分注意してください。応急的に補強する場合には専門家にご相談ください。

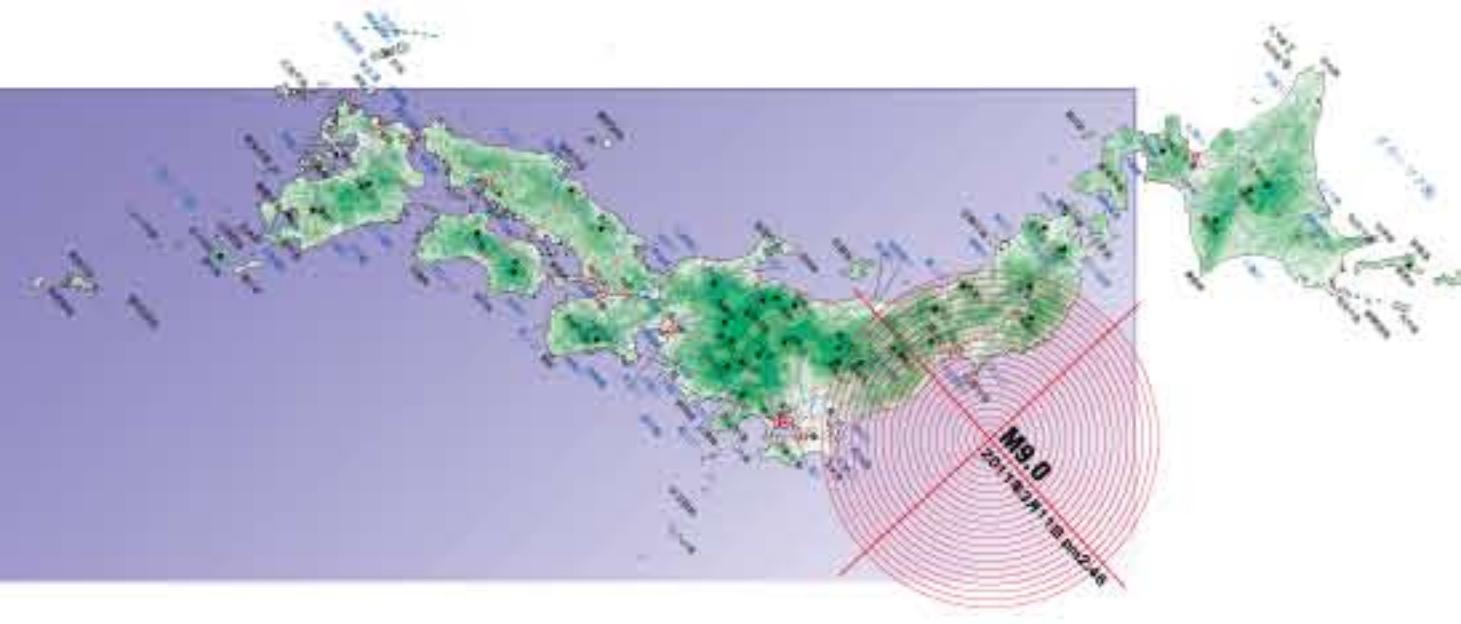


調査済：緑色

この建築物の被災程度は小さいと考えられます。建築物は使用可能です。



応急危険度判定士の 事務所協会からの派遣状況

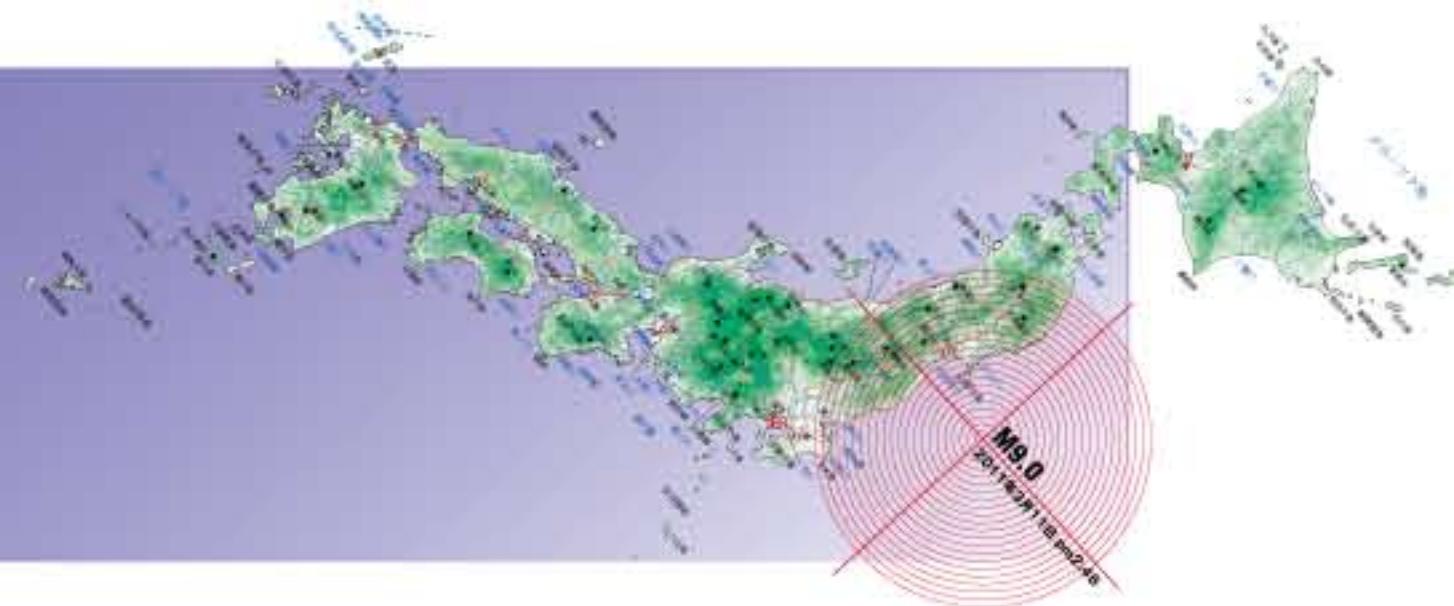


平成 23 年 5 月 9 日現在

事務所協会	要請元	主な派遣地	派遣日程	事務所協会 (他会を含まない) からの派遣 延べ人数
宮城会	仙台市	青葉区	3月 15 日～3月 17 日	93 名
	仙台市	泉区	3月 15 日	21 名
	仙台市	青葉区	3月 18 日～3月 19 日	80 名
	仙台市	若林区	3月 19 日～3月 21 日	34 名
	各市町	塩竈市／松島町 七ヶ浜町／利府町 多賀城市／東松島市	3月 15 日～3月 31 日	27 名
	栗原市	栗原市	3月	37 名
	柴田町	柴田町	3月 15 日～3月 17 日・19 日	17 名
	山元町	山元町	3月 24 日	17 名
	岩沼市	岩沼市	3月 31 日～4月 1 日	25 名
	白石市	白石市	3月	25 名
	名取市	名取市	3月	25 名
	角田市	角田市	3月	18 名
	大河原町	大河原町	3月	16 名
	村田町	村田町	3月	15 名
	丸森町	丸森町	3月	15 名
福島会	登米市	登米市	3月 12 日～3月 17 日	23 名
	大崎市	大崎市	3月	33 名
小 計				521 名
福島会	福島県	29 市町村	3月 12 日～3月 31 日	366 名
	福島県	6 市町村	4月 1 日～4月 27 日	55 名
	小 計			421 名
茨城会	茨城県	水戸市他 8 市	3月 13 日～3月 19 日	77 名
栃木会	栃木県	宇都宮市	3月 14 日～3月 17 日	83 名
	栃木県	高根沢町	3月 28 日～3月 30 日	20 名
	栃木県	那須烏山市	4月 4 日	12 名
	小 計			115 名
千葉会	旭市	旭市	3月 15 日～3月 30 日	69 名
	浦安市	浦安市	3月 18 日～4月 24 日 (災害住宅相談員)	95 名
	富里市	富里市	4月 20 日～4月 28 日 (り災証明発行に係る現地調査)	15 名
	富里市	富里市	3月 15 日～3月 20 日 (地震建物被害相談員)	9 名
	習志野市	習志野市	3月 19 日～5月 15 日	101 名
	小 計			289 名
長野会	長野県	栄村	3月 14 日～3月 15 日	14 名
合 計				1,437 名



被災建築物の復旧に不可欠な 被災度区分判定と復旧技術



被災建築物応急危険度判定後には、住宅相談も含め被災建築物の復旧（補修・補強）のために必要な被災度区分判定が行われます。被災後の建築物を恒久的に使用するための復旧は、工学的知見により裏付けられた復旧技術指針にしたがって行うことが極めて重要です。

しかし、2004年の新潟県中越地震では、被災度区分判定と復旧技術を有する技術者が不足し、その体制も未整備で、多くの被災住民の要求に応えきれませんでした。この教訓を踏まえ、行政と建築関係団体が協力して、被災度区分判定基準及び復旧技術指針講習会を開催して技術者の養成を行うとともに、復旧技術事務所名簿を作成して震災時に活用できる体制を整備してきました。



4月2日茨城県で開催した
講習会の様子



予想を上回る数の
会員が参加

被災度区分判定基準及び復旧技術指針講習会は、日本建築防災協会と日事連・都道府県事務所協会の共催で、全国で実施しています。



建築相談の事例



宮城県事務所協会ほか、各被災地の事務所協会でも建築相談を行っています。



建築無料相談窓口を設置した宮城県事務所協会



復旧再建相談の現地調査の様子

がんばろう・宮城 負けるもんか宮城

東北地方太平洋沖地震 被災建築物 復旧再建相談

私ども協会では、地震で被災を受けた建物の「これから」について無料・有料の相談をお受けしています。メニューをお選びになってご相談ください。

電話による無料相談

ただいま、大変込み合っておりますのでお受けできない場合があります。ご理解ください。

電子メールの 無料相談

住所、氏名、電話番号、携帯番号を記載して「家全体の写真、被災した部分の写真」を添付のうえ jimukyoku@miyajikyo.com へお送りください。2~3日以内にご返事いたします。
状況によって現地に伺う場合は有料相談となることがあります。また非木造の建物は、判断が難しい場合があります。

来所無料相談

「家全体の写真、被災した部分の写真」や、図面などをお持ちになって、ご予約の上ご来所ください。

ご相談の上
技術者の
派遣紹介は
有料となり
ます。

木 造 住 宅 等

被災した住宅等を目視で調査し、被災の程度を判断して、住み続けるための復旧・再建方法や、復旧・再建の予算、可能な限り住みながらの工事を提案します。また、ご依頼があれば改修工事の施工会社のご紹介もします。
費用は 20,000 円から 30,000 円

マンションや
オフィスビル
の非木造

目視によって被災の場所や、被災が柱、梁、壁の構造体に影響あるかを調査して、住める・住めない、使える・使えないについて助言します。また可否判断が難しい場合は検証して後日回答を差し上げます。なお衛生・給水・電気設備は対象外とします。
費用は 30,000 円から 50,000 円

被災建築物復旧再建支援本部

社団法人 宮城県建築士事務所協会

仙台市青葉区上杉 2 丁目 2-40 電話 022-223-7330 FAX 022-223-7319

社団法人日本建築構造技術者協会東北支部 NPO 法人 FASA 仙台建築構造設計事務所協会

宮城県事務所協会で配布している建築相談のチラシ

